

町民各位

令和6年度高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種について

小鹿野町長 森 真太郎

高齢者肺炎球菌ワクチンは平成26年10月1日より予防接種法に基づく定期予防接種となりました。予防接種を希望される方は、下記内容をご覧ください。（気にかかる事やわからないことがあれば、受ける前に保健課へお問い合わせください。）

1 肺炎球菌とは？

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の28%ほどを占め、特に高齢者での重篤化が問題になっています。

2 予防接種の有効性

高齢者の発症・重症化予防に有効であることが確認されています。予防接種を受けてから、免疫力がつくまで3週間ほどかかり、その有効期間は、5年以上とされています。インフルエンザワクチンとの併用により効果的に肺炎を予防できます。

3 対象者および条件

過去に1度も高齢者肺炎球菌予防接種をしていない方（未接種）で下記の年齢に該当する方

① 65歳の方

65歳の誕生日を迎える前日から66歳の誕生日の前日まで

② 60歳以上65歳未満の人であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

4 予防接種の受け方

65歳の誕生日を迎えた対象者へ順次予診票を郵送します。委託医療機関へ直接電話等で予約をし、予診票を持って接種をてください。

5 接種回数

1回のみ

6 予防接種費用

1500円です。（接種費用8,140円のうち、町から6,640円を助成しています。予防接種を受けた委託医療機関にお支払ください。）

7 救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児療育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了するまたは障害が治癒する期間まで支給されます。
- ただし、その健康障害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

8 その他

小鹿野町では、引き続き70歳以上の方に任意で受けられる助成制度があります。

対象者

70歳以上の方

予防接種実施期間と接種回数

時期や回数は制限しませんが、前回接種から5年以上経過していることが必要です。

予防接種の受け方

保健課窓口（保健福祉センター内）までお越しください。接種歴を確認し、予診票をお渡しします。予防接種は委託医療機関へ直接電話等で予約をし、予診票を持って接種をしてください。